

# 平成25年度監事監査報告書

2014年7月10日

監事 彦田義郎

監事 市村泰男

独立行政法人日本貿易振興機構（以下、機構と略）は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間、第三期中期計画（平成23年4月1日から平成27年3月31日までの4年間）の3年目にあたる平成25年度業務を実施した。監事は、機構の平成25年度の業務に関し、以下に述べる方法および重点をもって監査を実施した。

監査の結果、機構では法令等に則った適正かつ効率的、効果的な業務運営が行われていると判断する。

## 1. 監査の方法

機構の監事監査規程などに定めるところに従い、役員会その他主要会議へ出席するとともに、定期監査等において機構の各部等から業務の実施状況を聴取し、必要な文書・資料の提出・閲覧を求めた他、海外事務所や国内事務所への実地監査を行い詳細な検討を行った。また、独立行政法人通則法第38条第2項に規定する財務諸表及び決算報告書については、機構から必要な説明を聴取するとともに、会計監査人から監査報告の説明を受けるなどして検討を加えた。

## 2. 監査の重点

### (1) 法令の順守状況

各種業務は、関係諸法令及び内部規程に従って適正に実施されているか。

### (2) 中期計画及び年度計画

第三期中期計画や平成25年度計画に基づき作成された部門ごとの計画と目標は、適切かつ健全に設定されているか。また、各種業務は適正に実施され、目標を達成しているか。

### (3) 各種指摘事項への対応

「独立行政法人の事務、事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）等により指摘された諸事項への対応が図られているか。

### (4) 業務運営の効率化・事務の能率化及び柔軟かつ機動的な組織運営

各種業務・事務の効率化・能率化が図られているか。また、柔軟かつ機動的な組織運営がなされているか。

### (5) 財務の健全性

財務諸表、事業報告書及び決算報告書は適正に作成され、財務の健全性は確

保されているか。

### 3. 監査の結果

#### (1) 平成25年度決算

平成25年度の収入（経常収益）は総額322.18億円であった。このうち、運営費交付金が243.72億円で、収入総額の75.7%を占めている。補助金等収益は29.65億円（同9.2%）であった。受託収入は14.33億円（同4.5%）で、そのうちの12.83億円が国からの受託であり、残りの1.50億円が民間等からの受託であった。

一方、支出（経常費用）は総額317.60億円であった。内訳は、業務費が301.11億円（支出総額の94.8%）、一般管理費が16.37億円（同5.2%）であった。

会計監査人からは、機構が提出した貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、事業報告書、決算報告書等を監査の結果、無限定適正意見の報告がなされており、監事としても同意見である。

#### (2) 業務の実施状況

第三期中期計画に基づく重点3本柱である、(i) 中小企業を中心とする日本企業の海外展開支援、(ii) 対日投資促進、(iii) アジア等の経済連携の強化に向けての貢献等の、全ての分野において商談・成約・相談件数、ウェブサイトのアクセス件数、ダウンロード件数、ユーザーへの役立ち度などの定量目標値を大きく上回る実績を上げている。また、成功事例や評価事例などの具体的なアウトカムも数多くの案件が報告されており、定性的目標も達成している。

突発的な事象に対しても機動的な事業展開を行っている。例えば、25年11月初旬頃から大規模な反政府デモが断続的に続いているタイの政治情勢について、バンコク事務所が現地で収集した最新情報を特集しウェブサイトにて26年1月から無料公開して迅速な情報提供に努めた他、東日本大震災の関連では、被災企業の海外ビジネス支援や海外企業の被災地への投資促進などの事業を前年度に引き続き行っている。

また、第三期中期計画や平成25年度計画の定量目標には設定されていないものの、例えば、BOP・ボリュームゾーン開拓およびフロンティア市場開拓、ジャパンプランドの発信、グローバル人材活用・育成といった長期的視点に立ち重要度が高い事業についても、「挑戦的事业」として意欲的な取り組みを行っている。加えて、25年度補正予算に係る交付金の追加に伴う第三期中期計画の変更にも積極的に取り組んでいる。具体的には、当初、向こう2年間で、新興国への進出を目指す中堅・中小・小規模事業者1,000社を支援する計画でスタートした新興国進出支援専門家派遣事業には、26年2月までに1,000社を上回る企業から支援申請が寄せられたことから、

支援対象を1,500社に拡大するとともに、専門家を急遽追加採用して対応している。

### (3) 業務運営の効率化・事務の能率化及び柔軟かつ機動的な組織運営

業務運営の効率化については、平成25年度の一般管理費及び業務経費の合計は、為替変動などの外部環境の変化への対応、政策要請に基づく事業の実施等により、前年度比12.3%増となった。平成23年度、24年度の効率化実績とあわせた年平均では、2.4%の削減となっている。これは、第三期中期計画で定めた効率化目標（毎年度平均で前年度比1.15%以上の減）を上回っている。

柔軟かつ機動的な組織運営の観点では、25年4月に山梨事務所が開設されたのに続き、25年6月に政府が打ち出した「日本再興戦略」に迅速に呼応し、日本国内の地域ニーズに根ざした事業展開強化のため、26年4月には浜松事務所及び佐賀事務所が相次いで開設され、6月には茨城事務所が開設された。また、京都への事務所の設置も協議されている。他方、海外事務所についても、タイやベトナムの物流拠点や製造拠点のひとつとしての役割が期待されるラオス・ビエンチャンへの新設が決定され、26年4月に開設された。また、中国・成都のほか、25年6月の「TICAD V」を受けて、アフリカの事務所ネットワークの強化が検討されている。一方、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（25年12月24日閣議決定）なども踏まえ、海外においては、メキシコ事務所の移転など、国際協力機構、国際交流基金、国際観光振興機構の事務所との共用化・近接化が、また、国内においては大阪本部の移転などにより、中小企業基盤整備機構との事業における連携や、事務所の近接化・共用化等が進められている。加えて、機構の事業をより多くの企業に活用して貰うために、企業との接点の多い日本商工会議所、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫や地方銀行等との連携強化に努めている。

なお、財務面については、平成25年度の国の財政負担によらない収入（自己収入）は、前年度の34.0億円から32.1億円に減少した。これは、麗水国際博覧会の開催関連収入（2.4億円）減によるものが大きく、貿易実務オンライン講座やジェトロ会員勧誘強化等の取組みの実施などにより、自己収入増に努めている。

### (4) 各種指摘事項への対応

「独立行政法人の事務、事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）などにより指摘された事項を中心にフォローアップ監査を行ったところ、結果は以下のとおりである。

(i) 給与水準の適正化

- ・平成25年度のラスパイレス指数（地域学歴勘案）については105.3と前年度比3.3ポイントの減となった。
- ・ラスパイレス指数の低減に向けて、特定部署における一般管理事務を行う一般職員や常勤嘱託員を増やすなど雇用形態の多様化等を行うなど工夫をしている。引き続き不断の取組みが必要である。

(ii) 随意契約の見直しを含めた入札・契約の状況

- ・平成25年度の随意契約は、前年度比で金額では約3億円の増加、件数では12件増加して各々5.5億円、56件となったが、随意契約比率は金額7.9%（目標8.6%）、件数9.5%（目標12.1%）となり、いずれも目標を達成した。随意契約の内容は展示会出展契約、供給元が一のデータベース契約、事務所の借館契約など、事前審査を経てやむを得ないものに限定されている。
- ・一般競争入札に占める一者応札の割合は、平成25年度は23.0%（62件）と前年度（24.4%、65件）を下回った。2週間の公告期間の確保、調達見通しのホームページでの公表、事業者が提案するに当たって必要となる情報を適切に盛り込んだ仕様書の具体化など、応札者の範囲拡大に向けた様々な取組みが講じられた。
- ・職員の随意契約に対する認識が深まったことが目標達成に寄与している。また、一者応札の減少については、「契約監視委員会」の意見を参考にした工夫が奏効したが、こうした取組みを重ねていくことが必要である。

(iii) 保有資産の見直し

- ・過去の行革で指摘を受けていた敷金・保証金等約353億円のうち、唯一国庫未納となっていた大阪本部の借上保証金約67億円については、平成26年3月末に預託先より返還を受け、平成26年度に国庫納付予定。
- ・不要財産の国庫納付が決まっている対日投資・貿易ワンストップサービスセンター2施設のうち、愛媛については25年8月に実施した2回目の入札で当該施設購入元が落札した結果、同年12月に購入元に施設を引き渡し、譲渡収入を国庫納付済みである。他方、北九州については、25年9月に2回目の入札を実施したが不落となったため、経済産業省及び財務省の見解を踏まえ、2回目の入札時の予定価格その他条件を変更せず買受希望者を先着順で募集し、随意契約による売却を試みたが、募集期限（26年4月末）までに買受希望者は現れなかったため、経済産業省及び財務省と今後の対応策につき協議のうえ、処分を進める方針である。
- ・職員宿舎については、「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計

画」(平成24年12月)等による宿舎の削減指示に基づき、首都圏に保有又は借上げている宿舎数を今後5年かけて約3分の2に削減することとされている。これを踏まえ、上大岡職員宿舎(保有施設)の2棟中の1棟に加え、借上げの小松川、木場、市川の各宿舎の一部は28年度末を目途に順次廃止が予定されている。使用料の引き上げについては、臨時特例給与減額支給措置終了にともない、26年6月から開始している。なお、国庫返納が予定されていた江戸川台宿舎については、東日本大震災発生後、流山市の要請を受けて被災者の受入れ施設として無償貸与期間を27年3月末まで延長して貸与している。26年3月末現在、11世帯38名が入居している。

- ・処分が決まっている保有資産については、引き続き、早期処分に努める必要がある。

#### (iv) 内部統制

- ・理事長は、法人のミッションを全役職員と共有するために、定期的会議、各種会合や国内外の出張の機会を通じて、機構を取り巻く国内外の情勢、経営理念、行動規範などを積極的に役職員に伝えている。
- ・総務部は、内部統制の重要性やコンプライアンスを徹底させるための各種研修を実施し、コンプライアンスの基本となる各種規程類の見直しを積極的に行っている。
- ・監査室は、本部のみならず、国内外の事務所において定期的にモニタリング活動を実施している。
- ・内部統制については、職員のモチベーション向上も勘案しながら、不断の見直しに努め、一層の充実・強化に取り組んでいくことが不可欠である。

以 上